

穎娃都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，穎娃都市計画区域においては，「安全で安心な生きがいのあるまちづくり」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

穎娃都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
主要用途の配置の方針	3
土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
交通施設の都市計画の決定の方針	4
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	5
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	6
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
主要な市街地開発事業の決定の方針	7
市街地整備の目標	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
基本方針	7
主要な緑地の配置の方針	7
実現のための具体の都市計画制度の方針	8
主要な緑地の確保目標	8

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

穎娃都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の南薩地域に位置し、加世田市を起点とし鹿児島市を終点とする国道226号や穎娃町を起点とし川辺町を終点とする県道穎娃川辺線など、都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域の位置する穎娃町は、古くから薩摩藩により、用水路や道路の整備など産業の振興が図られ、別府地域においては新田開発や畜産が盛んとなり、特に「お茶」は全国有数の産地となっている。また、番所鼻や瀬平地区を中心とする海岸線や大野岳など恵まれた自然環境を有している。

一方、高齢化や後継者不足など農業や商業などの産業を取り巻く環境は厳しく、都市活力の再生が重要な課題となっている。

本区域が持つ自然環境等の地域特性を活かし、住む人にとって快適で生活しやすい環境づくりを進め、便利で魅力ある商店街の形成など活力あるまちづくりを進める必要がある。

このようなことから、豊かな環境の形成と活力あるまちづくりを目指し、

「安全で安心な生きがいのあるまちづくり」

を基本理念とする。

この基本理念を実現するため、次の3つの基本方針に基づきまちづくりを進める。

交通基盤と生活環境が整備された緑豊かなまちづくり

生活や経済交流など様々な面で近隣市町と密接な関係のあるなか、交流基盤となる交通網の整備を進め、より一層の利便性向上を図り、緑豊かなまちづくりを目指す。

心身ともに健康で安心して暮らせるまちづくり

高齢社会を迎えている中で、バリアフリーやユニバーサルデザインの理念を取り込んだ良好な住環境の形成を図り、安心して暮らせるまちづくりを目指す。

産業の振興と人と物が交流するまちづくり

穎娃町は、県下一の農業粗生産額を算出し、全国でも有数の食糧生産基地として位置づけられている。

本区域においても、農業及び商業等の振興を図りつつ、雄大な景観・風光明媚な海岸線などの環境を保全しながら、地域特性を活かした都市公園の活用により、魅力溢れるまちの形成を図り、人と物が交流するまちづくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

宮脇地域

宮脇地域は地域間を結ぶ主要な幹線である国道 226 号と、県道穎娃川辺線が通っており、特に交通結節点である三俣地区については、県立高校や J R 西穎娃駅もあり、通勤・通学者の地域間交流の拠点となっている。

役場や法務局などの行政機能や大型店舗を含む商店等も集積している三俣地区中心部を「都市中心核」と位置づけ、商業・業務ゾーンの形成を図る。

国道より北側の閑静な住宅地は、近くに保養施設として「えい中央温泉」があり、住宅ゾーンとして生活環境の整備を図る。

また、三俣地区南西部には運動公園やトレーニングセンター等の各種公共施設があり、観光・レクリエーションの拠点として位置づける。

郡地域

郡地域の中で東シナ海に面する前原・浜村地区は、穏やかな海岸線をなしており豊かな砂浜に恵まれている。砂浜は運動公園内の遊歩道と連なっており、豊かな防砂林を控えた水と緑の軸として位置づける。

国道 226 号沿いには近隣の購買需要に応じた商店が点在し、その周囲に広がる住宅地は閑静な住宅ゾーンの形成を図る。

本区域全域を眺望できる大野岳は、レクリエーションの拠点とする。

大野岳周辺の豊かな斜面樹林地や区域内に点在する小高い自然斜面は樹林地ゾーンとし、良好な自然的環境の保全に努める。

御領地域

御領地域の南部には、焼酎工場・縫製工場・焼酎かすのリサイクル工場等があり、工業ゾーンと位置づけ、活力ある地域環境の形成を図る。

別府地域

別府地域南部の大川地区・石垣地区には穎娃漁港があり、東シナ海に面した沿岸漁業の基地として位置づける。

また、穎娃町アグリリゾート整備計画による番所鼻公園から戸柱公園に至る地域の自然環境の保全に努める。

上別府地域

市街地中心部と知覧町を結ぶ広域都市軸である県道穎娃川辺線と、穎娃インターチェンジと国道 226 号を結ぶ県道石垣喜入線が交わっている上別府地域は、産業の骨格をなす農村地帯が広がっており、農業ゾーンとしてその維持に努める。

また、点在する集落は都市と農村との交流や地域産業を進めるものとして、周囲の自然環境との調和・整合を図りながら田園集落地での生活環境の保全に努める。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向にあり、今後も同様の推移が続くものと予測される。

また、商品販売額は増加すると予測されるが、これによる土地需要は現行の市街地内で収容可能であり、かつ、大規模プロジェクト等はないことから、急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。

一方、市街地近郊の自然的環境は、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の土地利用規制等により十分保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の方針

主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

国道 226 号沿いの大型店舗等が集積する三俣地区は、古くから本区域の商業の中心をなす地区であり、近隣の購買需要に応ずる地域サービス機能を充実するため、商業地として位置づけ、その形成を図る。

また、役場・法務局等が集中している同地区は、本区域の業務の中心をなしており、業務地として位置づけ、今後も業務機能の拠点として、その充実を図る。

b 工業地

三俣地区等の国道に面した既存工場を中心とした地区を工業地として位置づけ、周辺住宅地との共生を図る。

c 住宅地

三俣地区・大久保地区の、国道 226 号沿いの商業・業務地周辺における既存市街地の大部分を占める区域は良好な住宅地であり、国道付近を比較的高密度の住宅地、その周辺を低密度の住宅地と位置づけ、良好な住環境の形成を図る。

土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の住宅地においては良好な住環境が形成されており、今後もその維持・保全に努める。

市街地内の未利用地の多い地区においては、道路・公園の適切な配置に努める。

b 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

『穎娃町全町公園化構想』としての「花と緑と美化の協定」や「生垣の形成によるまちづくり」等の条例に基づき、道路の緑化運動・屋敷林の形

成に努める。

c 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

d 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

大野岳周辺の豊かな斜面樹林地及び丘陵地の緑は、本区域にうるおいを与えるものであり、良好な自然環境形成の観点からその維持・保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として、東西方向の国道 226 号、南北方向の県道類娃川辺線、県道石垣加世田線が位置している。このうち、県道の屈曲した部分や幅員の狭小部については、整備が必要である。

地域間を結ぶ主要幹線道路に接続する都市幹線道路は、都市内交通の円滑な流れを促すものであり、各方面へのアクセス機能の強化を図るとともに、高齢者等の交通弱者にやさしいバリアフリーやユニバーサルデザインの理念を取り込んだ施設整備や、歩道のカラー舗装化・緑化等景観に配慮した施設整備が必要である。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針に基づき整備を進める。

主要幹線道路については、狭小部等の整備に努め、適正かつ円滑な交通体系の確立を目指す。

都市幹線道路や生活道路等については、誰もが快適に利用できるよう積極的にバリアフリーやユニバーサルデザインの理念を取り込み、道路景観にも充分配慮した施設整備を目指す。

公共輸送機関の活用を図りつつ、各種交通機関の適正な機能分担のもとに、総合的な交通体系を計画する。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を

目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、指宿方面及び枕崎方面を結ぶ交通の要衝にあり、生活圏の拡大による広域交通に対処するとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、次の方針により適正に配置し、整備を図る。

種 別	配 置 の 方 針
主要幹線道路	都市間を結ぶ主要な交通軸となる路線の整備を図り、円滑な交通の確保に努める。 別府地域から北西へ伸びる路線： 県道石垣加世田線 市街地から北西へ伸びる路線： 県道穎娃川辺線
都市幹線道路	市街地内の円滑な交通処理を行い、また主要幹線道路との連携強化を図る。 県道飯山喜入線 都市計画道路 3・5・3 号鳥越線(県道穎娃宮ヶ浜線) 都市計画道路 3・5・6 号穎娃運動公園線(町道役場通り線) 県道石垣喜入線

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	主要幹線道路： 県道石垣加世田線 県道穎娃川辺線 都市幹線道路： 都市計画道路 3・5・3 号鳥越線(県道穎娃宮ヶ浜線) 都市計画道路 3・5・6 号穎娃運動公園線(町道役場通り線) 県道石垣喜入線

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

衛生的な生活環境を維持する観点からも生活排水の処理対策は重要な問題であり、積極的な取り組みが必要である。

「鹿児島県下水道等整備構想」及び「穎娃町公共下水道全体計画」との整合に留意しつつ、公共下水道の整備を検討する。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した

安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

本区域全域における，総合的な生活排水処理対策について検討を行い，概ね 20 年後には，公共下水道の排水処理対策も含め，市街地全域で処理可能となるよう努める。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について，被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに，豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

合併処理浄化槽による処理を基本に，総合的な排水処理対策を急ぐとともに，既存集落においては，地域特性に応じた適切な処理方法を検討する。市街地においては公共下水道整備を検討する。

イ 河川

本区域には，石垣川，集川等の河川がある。このうち石垣川については，治水上の安全性を確保するため，計画的な治水対策を進める。その他の河川については，都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
河 川	二級河川 石垣川

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域では，現在，ごみ及びし尿については，指宿広域市町村圏組合により処理している。今後も，ごみの分別収集の徹底や，適切な回収・運搬・処理を進めるとともに，広域圏での連携を図りながら施設の整備に努め，環境美化に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ焼却場

本区域のごみは，山川町・開聞町・穎娃町の三町で構成された指宿広域市町村圏組合による，穎娃町郡地区（区域外）にある「指宿広域市町村圏組合ごみ処理場・粗大ごみ破碎処理施設」において処理されている。今後は，必要に応じて生活水準向上などに伴うごみの増大に対応して，施設の

機能拡充等を図るものとする。

イ 汚物処理場

本区域のし尿は、指宿市・山川町・開聞町・穎娃町の一市三町で構成される指宿広域市町村圏組合による、開聞町仙田（区域外）にある「開聞し尿処理施設」において処理されている。

今後も、施設の適正な管理運営に努める。

c 主要な施設の整備目標

現在、概ね 10 年以内に整備を実施する予定の施設はないが、一部事務組合等による広域的な取り組みと調整を図りつつ、適宜配置・整備を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、国道 226 号と県道穎娃川辺線の交差部分に市街地が形成されている。市街地における道路整備等の都市基盤整備を進め、安全で快適な地域住民の生活環境の形成を図る。

市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の事業はないが、必要に応じて検討を行う。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域は、南方に東シナ海を望み、東部に大野岳の自然斜面を控えた低地帯であり、茶畑が広がっている。

これらの自然的環境は、都市の景観形成の面からも本区域が持つ地域特性となっている。

今後、都市化が進む中で、このような自然環境と地域景観の保全に努めるとともに、近年のスポーツ・レクリエーション需要の増大や、災害時における避難場所として対処するために各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な自然的環境づくりを目指す。

主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	宮脇・郡地区	穎娃町条例による屋敷林の推進に基づき、各居住環境において豊かな緑地の形成に努める。

	農村地帯に連なる緑地	農村地帯に一定の規模を持って連なる緑地は、単一な茶畑が広がる農村地帯において、新たな景観を与えるものであり、防風・防霜の面からも、その保全に努める。
	山岳丘陵地と主要な河川	大きな広がりを持つ、まとまった山岳丘陵地の自然樹林は、都市の骨格を形成する重要な緑地であることから、その保全に努める。 区域内を南北に流れる、高取川・馬渡川・石垣川などの主要な河川は、水棲生物の生育地でもあり、その保全を図る。
b レクリエーションシステムの配置	区域全体	近年のスポーツ・レクリエーション需要の増大等に対処するため、市街地の動向、土地利用形態等を勘案して、公園緑地等の種別に応じ、適切に配置整備することにより、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。
	穎娃運動公園	運動公園として公園施設の維持に努め、都市と農村の交流の場として維持する。
	海岸地域の風致公園	風致公園として指定を受けている番所鼻公園・戸柱公園と運動公園の遊歩道に続く海岸線を利用したマリンランド構想に基づくレクリエーション地区の形成を図る。
	大野岳	大野岳ネイチャーランド構想に基づき、豊かな自然と景観を利用した自然と調和するレクリエーションの場としての整備を図る。
c 防災システムの配置	区域全体	鉄道、河川などの避難を妨げる遮断要素によって分断されない避難圏域を設定する。 防災対策の一環として、緑地等や公園などオープンスペースの利用により、避難地、避難路の形成を図る。
d 景観構成システムの配置	区域全体	丘陵地の自然樹林や整備された道路緑化の維持に努める。
	海岸線沿い	海辺に連なる緑の景観を活かし、海辺の遊歩道の整備を図る。

実現のための具体の都市計画制度の方針

公園整備については都市公園事業等を活用し、整備を図る。

その他の森林などの自然的環境については、風致地区・緑地保全地区等による土地利用規制と連携を図りながら緑地としての機能の保全・維持に努める。

主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

現在、概ね10年以内に整備予定の公園等の公共空地はないが、必要に応

じて施設の整備を進める。

- b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区
現在，概ね 10 年以内に指定予定の緑地保全地区等の地域地区はないが，
必要に応じて指定の検討を行う。

穎娃都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針



凡例

	住宅地
	商業地
	業務地
	工業地
	農業ゾーン
	樹林地ゾーン
	観光・レクリエーション地区
	鉄道
	主要幹線道路 (概ね整備済み)
	主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)
	都市幹線道路 (概ね整備済み)
	都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)
	都市幹線道路 (概ね10年以降)
	公園・緑地
	漁港
	河川・海・湖沼
	都市計画区域界
	行政区域界

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、
具体的なルート及び位置を規定したものではありません。

注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、
整備の完了時期を明示したものではありません。

